

**2017年第3回京都保津藍作品展**

**と き** 3月24日(金)~27日(月)  
午前10時~午後6時  
**ところ** ガレリアかめおか1階  
企画展示室  
**入場料** 無料  
**問** ほづあい研究所 なかの 中野  
TEL090-3820-7510  
(市民力推進課)

市ホームページからもアクセスできます  
※携帯の人はこちらの二次元バーコードから  
**《相談窓口の開設》**  
ここが疲れていたり、お金のことで困っている人を対象に、次のとおり相談窓口を開設しています(予約制)。  
○**こころの相談**



**問** 市役所1階地域福祉課(19番窓口) TEL25-5029  
○**多重債務の相談**  
**問** 市役所1階市民課(5番窓口) TEL25-5005  
**《共通》**  
**問** 市役所1階地域福祉課(19番窓口) TEL25-5029、FAX24-3070  
(地域福祉課)

**京のおばんざいサロン「こだわりフェスタ」**

**と き** 4月2日(日)  
午前11時30分~午後2時  
**ところ** 安町ホーム和の家(安町中島138)  
**内容** 季節の創作料理を食べながら、おしゃべりを楽しむ会です。初めての人も大歓迎。  
**定員** 20人(申し込み不要)  
**参加費** 600円(うち100円は関西盲導犬協会に寄付)  
**問** かめおかまちの元気づくりプロジェクト担当: 松尾  
TEL090-3848-8676  
ホームページ  
<http://kame-genki.org/>  
(市民力推進課)

**3月は、自殺対策強化月間です**

亀岡市では、次の取り組みを行います。  
**《図書コーナーの設置》**  
亀岡市立図書館中央館において、3月1日(水)から31日(金)まで、特設コーナーを設置します。本を通して、「いのち」や「こころ」のことを考えてみませんか。  
**《こころの体温計》**  
携帯電話やパソコンを利用して、気軽にいつでも、どこでも、ストレスや落ち込み度をチェックできます。  
※パソコンの人はこちら  
<https://www.city.kameoka.kyoto.jp/hogodai2/jisatutaisaku/jisatutaisaku.html>

**軽自動車の税額お知らせ**

◎平成28年度から、原動機付自転車・軽自動車・軽二輪車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車の税額が次表のとおり適用されています。

車種区分		税率(年額)	
		平成28年度から	
原付	50cc以下	2,000円	
	50cc超90cc以下	2,000円	
	90cc超125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
軽二輪(125cc超250cc以下)		3,600円	
小型二輪(250cc超)		6,000円	
小型特殊	農耕作業用	2,400円	
	その他	5,900円	

◎平成28年度から、三輪・四輪の軽自動車の税額が、次表のとおり適用されています。

車種区分	税率(年額)			
	平成27年4月1日以降の登録車	平成27年3月31日までの登録車	登録後13年超(経年重課)	
三輪	3,900円	3,100円	4,600円	
四輪	乗用 営業用	6,900円	5,500円	8,200円
	乗用 自家用	10,800円	7,200円	12,900円
貨物	営業用	3,800円	3,000円	4,500円
	自家用	5,000円	4,000円	6,000円

※平成27年3月31日までに新規登録している車両は、登録後13年まで現行税率のままです。

◎平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新規登録した軽自動車(新車に限る)で一定の環境性能を有する車両の税額は、平成29年度に限り、次表のとおり適用されます。

車種区分	税率(年額)			
	標準税率	25%軽減対象車	50%軽減対象車	75%軽減対象車
三輪	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの登録車	【乗用】平成32年度燃費基準達成車 【貨物】平成27年度燃費基準+15%達成車	【乗用】平成32年度燃費基準+20%達成車 【貨物】平成27年度燃費基準+35%達成車	電気自動車 天然ガス自動車
四輪	乗用 営業用	3,900円	3,000円	2,000円
	乗用 自家用	6,900円	5,200円	3,500円
	貨物 営業用	10,800円	8,100円	5,400円
	貨物 自家用	3,800円	2,900円	1,900円

※ガソリン車・ハイブリッド車については、平成17年排出ガス基準75%以上の低減達成車に限ります。  
※電気自動車・天然ガス自動車については、平成21年排出ガス基準10%以上の低減達成車に限ります。

※車両の登録年や環境性能については自動車検査証の初度検査年月および備考欄で確認できます。

**問** 市役所1階税務課諸税係 TEL25-5011 (税務課)